

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
1	診療行為コード	SRYCD	character		9	診療行為などを識別するためのコードを表す。 先頭から以下の内容によりマスターの種類を表す。 0 : ユーザーマスター (099以外) 099 : システム予約マスター 1 : 診療行為マスター 6 : 医薬品マスター 7 : 特定器材マスター 8 : コメントマスター
2	有効開始年月日	YUKOSTYMD	character		8	当該レコードの有効期間の開始年月日を表す。
3	有効終了年月日	YUKOEDYMD	character		8	当該レコードの有効期間の終了年月日を表す。
4	診療行為区分	SRYKBN	character		2	診療行為区分を表す。 診療行為区分については「別紙1」を参照。
5	診療種別区分	SRYSYUKBN	character		3	診療種別区分を表す。 診療種別区分については「別紙2」を参照。
6	漢字有効桁数	YUKOKETA	smallint		2	漢字名称の文字数を表す。
7	漢字名称	NAME	character varying		200	診療行為などの名称を表す。
8	カナ有効桁数	KANAYUKOKETA	smallint		2	カナ名称の文字数を表す。
9	カナ名称	KANANAME	character varying		200	診療行為などの名称のフリガナを表す。
10	正式名称有効桁数	FORMALYUKOKETA	smallint		3	正式名称の文字数を表す。
11	正式名称	FORMALNAME	character varying		400	診療行為などの正式な名称を表す。 ※医科診療行為マスター及び労災医科診療行為マスターの検査について基本漢字名称を設定する。

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
12	点数識別	TENSIKIBETU	smallint	1	1	<p>「点数」項目の種別を表す。</p> <p><診療行為></p> <ul style="list-style-type: none"> 1：金額 3：点数（プラス） 4：購入価格（点数） 5：%加算 6：%減算 7：減点診療行為 8：点数（マイナス） <p><医薬品></p> <ul style="list-style-type: none"> 1：金額 2：都道府県購入価格 4：除算金額（金額を10で除す） 5：乗算金額（金額を10で乗ずる） 7：減点（特殊医薬品コード） 8：205円以下で医薬品名等の表示が必要ないもの <p><特定器材></p> <ul style="list-style-type: none"> 0：廃止特定器材 1：金額（整数部7桁、小数部2桁） 2：購入価格 4：金額（整数部のみ） 5：%加算 9：乗算割合
13	点数	TEN	numeric	11	2	<p>当該マスターの点数あるいは医薬品などの金額を表す。 新又は現点数を収容する。</p> <p><医薬品></p> <p>所定単位の投与量から点数を計算するため、医薬品の規格単位を最小単位にした金額を設定する。 項番12が「4：除算金額（金額を10で除す。）」の場合は除算する前の金額を設定する。 項番12が「5：乗算金額（金額を10で乗ずる。）」の場合は乗算する前の金額を設定する。</p> <p><特定器材></p> <p>項番12が「4：金額（整数部のみ）」の場合は整数部「9桁」で設定する。</p>
14	単位コード	TANICD	character	3		<p>数量データの記録が必要な場合、当該マスターについての算定単位を表す。 単位コードについては「別紙3」を参照。 数量データの記録が不要な場合は、「000」を収容する。</p>
15	単位文字数	TANIMOJISU	smallint	1		単位名称の文字数を表す。
16	単位名称	TANINAME	character varying	24		単位名称を表す。

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
17	データ区分	DATAKBN	smallint		1	当該マスターの種類を表す。 0：1から3以外 1：手技料である 2：加算手技料である 3：フィルムである
18	保険適用区分	HKNTEKKBN	smallint		1	当該マスターについて保険が適用できるか否かの別を表す。 0：1及び2以外 1：保険適用できる 2：保険適用できない
19	入外適用区分	NYUGAITEKKBN	smallint		1	当該診療行為の適用範囲が入院又は入院外であるかの別を表す。 0：1及び2以外 1：入院のみに適用される診療行為 2：入外院のみに適用される診療行為
20	後期高齢者医療適用区分	ROUTEKKBN	smallint		1	当該診療行為の適用範囲が医療保険又は後期高齢者医療であるかの別を表す。 0：1及び2以外 1：医療保険のみに適用される診療行為 2：後期高齢者医療のみに適用される診療行為
21	病院診療所区分	HOSPSRYKBN	smallint		1	当該診療行為の適用範囲が病院又は診療所であるか否か、また、DPC対象病院に適用されない診療行為かを表す。 0：1から4以外の診療行為 1：病院に限り適用される診療行為 2：診療所に限り適用される診療行為 3：短期滞在手術等基本料2 4：短期滞在手術等基本料3
22	往診区分	OSINKBN	smallint		1	未使用。
23	包括対象検査	HOUKSNKBN	smallint		2	当該診療行為が検査の項目数に応じて点数を算定する包括対象の診療行為であるか否かを表す。 0：1から14以外の診療行為 1：血液化学検査の包括項目 2：内分泌学的検査の包括項目 3：肝炎ウイルス関連検査の包括項目 (削) 4：腫瘍マーカーのうち、 α -フェトプロテイン (RPHA法) 等 5：腫瘍マーカーの包括項目 6：出血・凝固検査の包括項目 7：自己抗体検査の包括項目 8：内分泌負荷試験の包括項目 9：感染症免疫学的検査のうち、ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) 10：感染症免疫学的検査のうち、グロブリンクラス別ウイルス抗体価 11：血漿蛋白免疫学的検査のうち、特異的 I g E 半定量・定量 (削) 12：悪性腫瘍遺伝子検査の包括項目 13：悪性腫瘍遺伝子検査 (処理が容易なもの) 14：悪性腫瘍遺伝子検査 (処理が複雑なもの)

テーブル定義書		テーブル名			内容
No.	論理名	物理名	データ型	桁	
24	傷病名関連区分	BYOKANRENKBN	smallint	2	<p>当該診療行為が傷病名を算定要件とするか否かを表す。</p> <p>0 : 3から9以外の診療行為 3 : 皮膚科特定疾患指導管理料 (I) 4 : 皮膚科特定疾患指導管理料 (II) 5 : 特定疾患療養管理料、特定疾患処方管理加算1 (処方料)、特定疾患処方管理加算1 (処方箋料)、特定疾患処方管理加算2 (処方料)、特定疾患処方管理加算2 (処方箋料) 7 : てんかん指導料 9 : 難病外来指導管理料</p>
25	医学管理料	SDOKANRYO	smallint	2	<p>当該診療行為が医学管理料等に関するか否かを表す。なお、2以上の医学管理等を行った場合に、主たる医学管理等の所定点数を算定する背反があるもの限り、コードを設定する。</p> <p>医学管理等コードについては「別紙4」を参照。 ※「診療行為マスター」では令和2年4月から廃止。</p>
26	実日数	JITUDAY	smallint	1	<p>当該診療行為の算定回数が診療実日数に関係するか否かを表す。</p> <p>0 : 1から4以外の診療行為 1 : 算定回数が診療実日数以下の診療行為 2 : 初診料、再診料、外来診療料等 3 : 入院基本料、特定入院料 4 : 外泊</p>
27	日数回数	DAYCNT	smallint	1	<p>項番26「実日数」を細分化する情報を表す。</p> <p>実日数：日数回数：内容 0 : 0 : 当該診療行為の算定回数と実日数の確認を要しない診療行為 1 : 0 : 当該診療行為の算定回数が実日数以下である確認を要する診療行為 2 : 1 : 初診料 2 : 2 : 再診料、外来診療料自体、又は再診料、外来診療料が含まれる診療行為 3 : 3 : 入院基本料、特定入院料 4 : 0 : 外泊</p>
28	医薬品関連区分	YKZKNRKBN	smallint	1	<p>当該診療行為が医薬品の種類を算定要件とするか否かを表す。</p> <p>0 : 1から4以外の診療行為 1 : 麻薬加算、毒薬加算、覚醒剤加算、向精神薬加算、麻薬注射加算 3 : 神経ブロック (神経破壊剤使用) 4 : 生物学的製剤加算</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容		
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度	
29	きざみ値計算識別	KZMCOMPSIKIBETU	smallint		1	<p>当該診療行為がきざみ値により算定するか否かを表す。 0：きざみ値により算定しない診療行為 1：きざみ値により算定する診療行為</p> <p>きざみ値による計算対象の診療行為は、原則、数量データの値により算定する点数が3段階以上あり、同一点数の数量データの範囲ときざみ値ごとに加算する点数が一定である診療行為を設定の対象とする。 なお、「1：きざみ値により算定する診療行為」を設定した診療行為のうち、一部の診療行為は、上記の基準を満たさない場合がある。</p>	
30	きざみ値下限値	KZMKGN	integer		8	<p>きざみ値により算定する診療行為において数量データの下限値を表す。 下限値の制限がない場合は「0」を設定する。</p>	
31	きざみ値上限値	KZMJGN	integer		8	<p>きざみ値により算定する診療行為において数量データの上限値を表す。 上限値の制限がない場合は「99999999」を設定する。</p>	
32	きざみ値	KZM	integer		8	<p>きざみ値により算定する診療行為において「きざみ点数」を適用する数量データの単位を表す。</p>	
33	きざみ点数	KZMTEN	numeric		9	2	<p>きざみ値により算定する診療行為においてきざみ点数を表す。</p>
34	きざみ値上下限エラー処理	KZMERR	smallint		1	<p>当該診療行為の数量データが「下限値－きざみ値」以下又は「上限値」を超えた場合の処理を表す。 上下限エラー処理は「0」～「3」の4つの値を持ち、「下限値－きざみ値」以下の場合の条件、及び「上限値」を超えた場合の条件を両方共に満たす値を設定する。</p>	
35	上限回数	JGNCNT	smallint		3	<p>当該診療行為の月内に算定可能な回数を表す。 算定回数に制限がない場合は「0」を設定する。</p>	
36	上限回数1日	JGNCNT1D	smallint		3	<p>当該診療行為の日内に算定可能な回数を表す。 算定回数に制限がない場合は「0」を設定する。</p>	
37	上限回数1週	JGNCNT1W	smallint		3	<p>当該診療行為の週内に算定可能な回数を表す。 算定回数に制限がない場合は「0」を設定する。</p>	
38	上限回数他月数	JGNCNTETCM	smallint		2	<p>当該診療行為がある一定月内（一月を超える場合）の算定回数に制限がある場合の月数を表す。項目「上限回数他」と併せて使用する。 算定回数に制限がない場合は「0」を設定する。</p>	
39	上限回数他	JGNCNTETC	smallint		3	<p>当該診療行為がある一定月内（一月を超える場合）の算定回数に制限がある場合の算定可能な回数を表す。項目「上限回数他月数」と併せて使用する。 算定回数に制限がない場合は「0」を設定する。</p>	
40	上限回数エラー処理	JGNCNTERR	smallint		1	<p>当該診療行為の算定回数が上限回数を超えた場合の処理方法を表す。 0：上限回数を確認する。 1：上限回数を算定する。</p>	
41	注加算コード	CHUKSNCD	character		4	<p>注加算が算定可能な診療行為（基本項目、合成項目及び準用項目）と注加算を関連付ける任意の同一番号を設定する。</p>	
42	注加算通番	CHUKSNTSUBAN	character		1	<p>1つの診療行為に対して同時に算定が可能な注加算に異なる番号を設定する。 注加算が算定可能な診療行為（基本項目、合成項目及び準用項目）に「0」を、注加算である診療行為に「1」から「9」及び「A」から「Z」（昇順、アルファベット順）を設定する。</p>	

テーブル定義書		テーブル名			内容
No.	論理名	物理名	データ型	桁	
43	通則年齢	TSUSOKUJAGE	smallint	1	<p>当該診療行為が年齢に関する通則加算及び注加算（医科点数表区分番号E002に掲げる撮影の注2に限る。以下この項番において「年齢に関する注加算」という。）を算定可能かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：年齢に関する通則加算及び注加算を算定できない診療行為</p> <p>1：年齢に関する通則加算を算定可能な診療行為</p> <p>2：年齢に関する注加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：年齢に関する通則加算以外の診療行為</p> <p>1：年齢に関する通則加算自体</p> <p>2：年齢に関する注加算自体</p>
44	上下限年齢下限年齢	KGNAGE	character	2	<p>当該コードが算定可能な年齢の下限値を表す。</p> <p>算定可能な年齢 ≥ 下限年齢</p> <p>下限年齢に制限のない場合は「00」を設定する。</p> <p>数字2桁以外の設定値は以下を用いる。</p> <p>AA：生後28日（新生児）</p> <p>B3：3歳に達した日の翌月の1日</p> <p>B6：6歳に達した日の翌月の1日</p> <p>MG：未就学児</p> <p>BF：15歳に達した日の翌月の1日</p> <p>BK：20歳に達した日の翌月の1日</p>
45	上下限年齢上限年齢	JGNAGE	character	2	<p>当該診療行為が算定可能な年齢の「上限値+1」を表す。</p> <p>算定可能な年齢 < 上限年齢</p> <p>上限年齢に制限のない場合は「00」を設定する。</p> <p>数字2桁以外の設定値は以下を用いる。</p> <p>AA：生後28日（新生児）</p> <p>B3：3歳に達した日の翌月の1日</p> <p>B6：6歳に達した日の翌月の1日</p> <p>MG：未就学児</p> <p>BF：15歳に達した日の翌月の1日</p> <p>BK：20歳に達した日の翌月の1日</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
46	時間加算区分	TIMEKSNKBN	smallint	1	1	<p>当該診療行為が時間外加算等に関するか否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0: 1から7以外の診療行為</p> <p>1: 時間外加算等を算定可能な診療行為（「合成項目」を含む。）</p> <p>2: 休日加算自体</p> <p>3: 初診料の休日加算に係る診療行為</p> <p>4: 深夜加算自体</p> <p>5: 時間外特例加算自体</p> <p>6: 夜間・早朝加算自体</p> <p>7: 夜間加算自体</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0: 1から9以外の診療行為</p> <p>1: 時間外加算自体</p> <p>2: 休日加算自体</p> <p>3: 初診料の休日加算自体</p> <p>4: 深夜加算自体</p> <p>5: 時間外特例加算自体</p> <p>6: 夜間・早朝加算自体</p> <p>7: 夜間加算自体</p> <p>8: 時間外、深夜、時間外特例加算（手術又は1000点以上の処置）（注加算又は通則加算）自体</p> <p>9: 休日加算（手術又は1000点以上の処置）（注加算又は通則加算）自体</p>
47	基準不適合逡減区分	KIJUNTEIGENKBN	smallint	1	1	<p>当該診療行為が施設基準不適合の場合、逡減した点数を算定するか否かを表す。</p> <p>0: 1及び2以外の診療行為</p> <p>1: 逡減コード自体</p> <p>2: 基準を満たさない場合、逡減した点数を算定する診療行為</p> <p>(削) 3: 年齢が1歳未満のとき、点数逡減して算定できる診療行為</p>
48	基準不適合逡減対象施設区分	KIJUNTEIGENCD	smallint	4	4	<p>当該診療行為が施設基準不適合の場合、逡減した点数を算定する診療行為について算定要件となる施設基準コードを設定する。</p> <p>施設基準コードは「別紙5」を参照。</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容
No.	論理名	物理名	データ型	桁	
49	処置乳幼児加算区分	LASERKSN	smallint	1	<p>当該診療行為が処置乳幼児加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0: 1から5以外の診療行為</p> <p>1: 3歳未満乳幼児加算(処置)(110点)が算定可能な診療行為</p> <p>2: 3歳未満乳幼児加算(処置)(55点)が算定可能な診療行為</p> <p>3: 6歳未満乳幼児加算(処置)(110点)が算定可能な診療行為</p> <p>4: 6歳未満乳幼児加算(処置)(83点)が算定可能な診療行為</p> <p>5: 6歳未満乳幼児加算(処置)(55点)が算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0: 1から5以外の診療行為</p> <p>1: 3歳未満乳幼児加算(処置)(110点)自体</p> <p>2: 3歳未満乳幼児加算(処置)(55点)自体</p> <p>3: 6歳未満乳幼児加算(処置)(110点)自体</p> <p>4: 6歳未満乳幼児加算(処置)(83点)自体</p> <p>5: 6歳未満乳幼児加算(処置)(55点)自体</p>
50	極低出生体重児加算区分	CHPMESUKSN	smallint	1	<p>当該診療行為が極低出生体重児加算(手術)(400%)又は新生児加算(手術)(300%)を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0: 1以外の診療行為</p> <p>1: 極低出生体重児加算(手術)(400%)、新生児加算(手術)(300%)が算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0: 1以外の診療行為</p> <p>1: 極低出生体重児加算(手術)(400%)、新生児加算(手術)(300%)自体</p>
51	入院基本料等減算対象識別	MICMESUKSN	smallint	1	<p>当該診療行為が入院基本料等減算の対象となるか否かを表す。</p> <p>0: 1から5以外の診療行為</p> <p>1: 選定療養、他医療機関受診、標欠、定数超過及び外泊による減算の対象となる入院基本料</p> <p>2: 標欠及び定数超過による減算の対象となる入院期間加算</p> <p>3: 選定療養(15%減算)の減算コード自体</p> <p>4: 他医療機関受診(5%、10%、15%、20%、35%又は40%減算)又は外泊(85%又は70%減算)の減算コード自体</p> <p>5: 定数超過(10%又は20%減算)又は標欠(10%、15%、2%又は3%減算)の減算コード自体</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
52	ドナー分集計区分	DONORKBN	smallint	1	1	<p>当該診療行為が臓器提供者に要した費用を臓器受容者のレセプトに加算するか否かを表す。</p> <p>0 : 1 から 6 以外の診療行為 1 : 生体腎移植術（提供者の療養上の費用）加算 2 : 造血幹細胞移植（提供者の療養上の費用）加算 3 : 生体皮膚移植（提供者の療養上の費用）加算 4 : 生体部分肝移植術（提供者の療養上の費用）加算 5 : 生体部分肺移植術（提供者の療養上の費用）加算 6 : 生体部分小腸移植術（提供者の療養上の費用）加算</p>
53	検査等実施判断区分	KNSJISKBN	smallint	1	1	<p>当該診療行為が検査及び画像診断等の実施料又は判断料に関するか否かを表す。</p> <p>0 : 1 及び 2 以外の診療行為 1 : 検体検査実施料、生体検査実施料、核医学撮影料、コンピューター断層撮影料又は病理標本作製料に関する診療行為 2 : 検体検査判断料、生体検査判断料、核医学診断料、コンピューター断層診断料、病理診断料又は病理判断料に関する診療行為</p>
54	検査等実施判断グループ区分	KNSJISGRPKBN	smallint	2	2	<p>当該診療行為が検査及び画像診断等の判断料又は診断料を算定できるグループ区分を表す。</p> <p>0 : 1 から 4 2 以外の診療行為 1 : 尿・糞便等検査 2 : 血液学的検査 3 : 生化学的検査（Ⅰ） 4 : 生化学的検査（Ⅱ） 5 : 免疫学的検査 6 : 微生物学的検査 8 : 基本的検体検査 11 : 呼吸機能検査 13 : 脳波検査 14 : 神経・筋検査 15 : ラジオアイソトープ検査 16 : 眼科学的検査 17 : 遺伝子関連・染色体検査判断料 31 : 核医学診断（「E101-2」から「E101-5」） 32 : 核医学診断（「31 : 核医学診断」以外） 33 : コンピューター断層診断 40 : 病理診断 ※ 41 : 病理診断（組織診断） 42 : 病理診断（細胞診断） ※「40 : 病理診断」は「41 : 病理診断（組織診断）」及び「42 : 病理診断（細胞診断）」を含む。</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
55	通減対象区分	TEIGENKBN	smallint		1	<p>当該診療行為が算定回数によって通減計算の対象となるか否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：通減計算の対象とならない診療行為</p> <p>1：通減計算の対象となる診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：通減コード以外の診療行為</p> <p>1：通減コード自体</p>
56	脊髄誘発電位測定等加算区分	SEKIZUISOKUTEI	smallint		1	<p>当該診療行為が脊髄誘発電位測定等加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：1及び2以外の診療行為</p> <p>1：脊髄誘発電位測定等加算（1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合）を算定可能な診療行為</p> <p>2：脊髄誘発電位測定等加算（2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合）を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：1及び2以外の診療行為</p> <p>1：脊髄誘発電位測定等加算（1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合）自体</p> <p>2：脊髄誘発電位測定等加算（2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合）自体</p>
57	頸部郭清術併施加算区分	KEIBUJYUTU	smallint		1	<p>当該診療行為が頸部郭清術併施加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：頸部郭清術併施加算を算定できない診療行為</p> <p>1：頸部郭清術併施加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：頸部郭清術併施加算以外の診療行為</p> <p>1：頸部郭清術併施加算自体</p>
58	自動縫合器加算区分	AUTOHOUGO	smallint		1	<p>当該診療行為が自動縫合器加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：自動縫合器加算又は自動縫合器加算（左心耳閉鎖用クリップ使用）を算定できない診療行為</p> <p>1：自動縫合器加算を算定可能な診療行為</p> <p>3：自動縫合器加算（左心耳閉鎖用クリップ使用）を算定可能な診療行為</p> <p>4：自動縫合器加算又は自動縫合器加算（左心耳閉鎖用クリップ使用）を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：自動縫合器加算又は自動縫合器加算（左心耳閉鎖用クリップ使用）以外の診療行為</p> <p>1：自動縫合器加算自体</p> <p>3：自動縫合器加算（左心耳閉鎖用クリップ使用）自体</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
59	外来管理加算区分	GAIKANRIKBN	smallint		1	当該診療行為が外来管理加算を算定できないか否かを表す。 <基本項目、合成項目、準用項目> 0: 1及び2以外の診療行為 1: 外来管理加算を算定できない診療行為 2: 外来管理加算自体 <加算項目、通則加算項目> 「0」を設定する。
60	通則加算所定点数対象区分	TUSOKUGAIKBN	smallint		1	通則加算を行う場合に所定点数の対象となるか否かを表す。 0: 所定点数の対象となる診療行為 1: 所定点数の対象とならない診療行為
61	包括逡減区分	HOKATUTEIGENKBN	smallint		3	点数を逡減する対象検査等のグループ区分を表す。
62	超音波内視鏡加算区分	CHPNAISIKSN	smallint		1	当該診療行為が超音波内視鏡検査加算を算定可能か否かを表す。 <基本項目、合成項目、準用項目> 0: 超音波内視鏡加算を算定できない診療行為 1: 超音波内視鏡加算を算定可能な診療行為 <加算項目、通則加算項目> 0: 超音波内視鏡検査加算以外の診療行為 1: 超音波内視鏡検査加算自体
63	自動吻合器加算区分	AUTOFUNGO	smallint		1	当該診療行為が自動吻合器加算を算定可能か否かを表す。 <基本項目、合成項目、準用項目> 0: 自動吻合器加算(5500点)を算定できない診療行為 2: 自動吻合器加算(5500点)を算定可能な診療行為 <加算項目、通則加算項目> 0: 自動吻合器加算(5500点)以外の診療行為 2: 自動吻合器加算(5500点)自体
64	地域加算	CHIIKIKSN	smallint		1	当該診療行為が地域加算に関するか否かを表す。 0: 1から7以外の診療行為 1: 1級地域加算自体 2: 2級地域加算自体 3: 3級地域加算自体 4: 4級地域加算自体 5: 5級地域加算自体 6: 6級地域加算自体 7: 7級地域加算自体
65	病床数区分	BYOSYOKBN	smallint		1	当該診療行為が病床数に関するか否かを表す。 0: 1から6以外の診療行為 1: 許可病床(1~99床) 2: 許可病床(100~199床) 3: 許可病床(0~199床) 4: 許可病床(200床以上) 5: 一般病床(0~199床) 6: 一般病床(200床以上)

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
66	超音波凝固切開装置等加算区分	CHPGYOKOSOTIKSN	smallint		1	<p>当該診療行為が超音波凝固切開装置等加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：超音波凝固切開装置等加算を算定できない診療行為</p> <p>1：超音波凝固切開装置等加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：超音波凝固切開装置等加算以外の診療行為</p> <p>1：超音波凝固切開装置等加算自体</p>
67	短期滞在手術	SHORTSTAYOPE	smallint		1	<p>当該診療行為が短期滞在手術等基本料を算定可能か否かを表す。</p> <p>0：1から4以外の診療行為</p> <p>1：短期滞在手術等基本料1</p> <p>2：短期滞在手術等基本料2</p> <p>3：短期滞在手術等基本料1を算定可能な診療行為（手術）</p> <p>4：短期滞在手術等基本料2を算定可能な診療行為（手術）</p>
68	部位区分	BUIKBN	smallint		1	<p>画像診断撮影部位マスターにおいて撮影部位を表す。</p> <p>0：1から8以外（撮影部位マスターでない場合も含む。）</p> <p>1：頭部</p> <p>2：躯幹</p> <p>3：四肢</p> <p>5：胸部</p> <p>6：腹部</p> <p>7：脊椎</p> <p>8：消化管</p>
69	算定履歴区分	SANTEIRRKKBN	smallint		1	<p>当該診療行為を算定した場合、算定履歴に登録を行うか否かと内容を識別する区分を表す。</p> <p>0：算定履歴なし</p> <p>1：診療科、入外区分の指定なし</p> <p>2：入外区分の指定</p> <p>3：診療科の指定</p> <p>4：診療科、入外区分の指定</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容
No.	論理名	物理名	データ型	桁	
70	施設基準コード1 「規格単位数」 「服用時点区分」	SSTKIJUNCD1	smallint	4	<p><診療行為> 当該診療行為が施設基準に関するか否かを表す。 「施設基準コード1」から最大10項目（「施設基準コード10」）まで設定する。 施設基準コードについては「別紙5」を参照。</p> <p><医薬品> 当該医薬品について薬価基準の規格単位数を表す。 ただし、規格単位数が1の場合は省略し0を収容する。</p> <p><ユーザ点数マスタ「服用方法マスタ」（001から始まるマスタ）> 服用時点の区分を表す。 0：服用しない 1：服用する 施設基準コード1：朝 施設基準コード2：昼 施設基準コード3：夕 施設基準コード4：寝前 施設基準コード5：起床</p>
71	施設基準コード2 「湿布薬膏体量1」 「服用時点区分」	SSTKIJUNCD2	smallint	4	<p><診療行為> 施設基準コード1を参照。</p> <p><医薬品> 当該医薬品が湿布薬で単位が「g」の場合は膏体量を収容する。</p> <p><ユーザ点数マスタ「服用方法マスタ」> 施設基準コード1を参照。</p>
72	施設基準コード3 「湿布薬包装入数1」 「服用時点区分」	SSTKIJUNCD3	smallint	4	<p><診療行為> 施設基準コード1を参照。</p> <p><医薬品> 当該医薬品が湿布薬で単位が「g」の場合は包装入数を収容する。</p> <p><ユーザ点数マスタ「服用方法マスタ」> 施設基準コード1を参照。</p>
73	施設基準コード4 「湿布薬膏体量2」 「服用時点区分」	SSTKIJUNCD4	smallint	4	<p><診療行為> 施設基準コード1を参照。</p> <p><医薬品> 当該医薬品が湿布薬で単位が「g」で別包装がある場合はその膏体量を収容する。</p> <p><ユーザ点数マスタ「服用方法マスタ」> 施設基準コード1を参照。</p>
74	施設基準コード5 「湿布薬包装入数2」 「服用時点区分」	SSTKIJUNCD5	smallint	4	<p><診療行為> 施設基準コード1を参照。</p> <p><医薬品> 当該医薬品が湿布薬で単位が「g」で別包装がある場合はその包装入数を収容する。</p> <p><ユーザ点数マスタ「服用方法マスタ」> 施設基準コード1を参照。</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容
No.	論理名	物理名	TBL_TENSU データ型	桁	
75	施設基準コード6	SSTKIJUNCD6	smallint	4	施設基準コード1を参照。
76	施設基準コード7	SSTKIJUNCD7	smallint	4	施設基準コード1を参照。
77	施設基準コード8	SSTKIJUNCD8	smallint	4	施設基準コード1を参照。
78	施設基準コード9	SSTKIJUNCD9	smallint	4	施設基準コード1を参照。
79	施設基準コード10	SSTKIJUNCD10	smallint	4	施設基準コード1を参照。
80	年齢加算下限年齢1	AGEKSNNKGN1	character	2	<p>当該診療行為に算定可能な年齢に関する注加算の診療行為コードを表し、最大4つまでの年齢範囲を設定する。 未使用の場合は、下限年齢、上限年齢及び注加算診療行為コードに「0」を設定する。</p> <p>数字2桁以外の取り扱いは以下のとおり AA：生後28日 B3：3歳に達した日の翌月の1日 BF：15歳に達した日の翌月の1日 BK：20歳に達した日の翌月の1日</p> <p>年齢加算下限年齢： 当該診療行為に注加算の算定が可能な場合、記録された注加算診療行為コードの下限年齢を表す。</p> <p>年齢加算上限年齢： 当該診療行為に注加算の算定が可能な場合、記録された注加算診療行為コードの上限年齢を表す。</p> <p>注加算診療行為コード： 年齢に関する注加算の診療行為コードを記録する。</p>
81	年齢加算上限年齢1	AGEKSNNJGN1	character	2	年齢加算下限年齢1を参照。
82	年齢加算注加算診療行為コード1	AGEKSNSRYCD1	character varying	9	年齢加算下限年齢1を参照。
83	年齢加算下限年齢2	AGEKSNNKGN2	character	2	年齢加算下限年齢1を参照。
84	年齢加算上限年齢2	AGEKSNNJGN2	character	2	年齢加算下限年齢1を参照。
85	年齢加算注加算診療行為コード2	AGEKSNSRYCD2	character varying	9	年齢加算下限年齢1を参照。
86	年齢加算下限年齢3	AGEKSNNKGN3	character	2	年齢加算下限年齢1を参照。
87	年齢加算上限年齢3	AGEKSNNJGN3	character	2	年齢加算下限年齢1を参照。
88	年齢加算注加算診療行為コード3	AGEKSNSRYCD3	character varying	9	年齢加算下限年齢1を参照。
89	年齢加算下限年齢4	AGEKSNNKGN4	character	2	年齢加算下限年齢1を参照。
90	年齢加算上限年齢4	AGEKSNNJGN4	character	2	年齢加算下限年齢1を参照。
91	年齢加算注加算診療行為コード4	AGEKSNSRYCD4	character varying	9	年齢加算下限年齢1を参照。
92	検体検査コメント	KENTAICOMMENT	smallint	1	<p>当該診療行為が検体検査の検体を補足する検体コメントであるか否かを表す。 0：検体コメント以外の診療行為 1：検体コメント</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容
No.	論理名	物理名	データ型	桁	
			TBL_TENSU		
93	入院基本料区分	NYUKHNKBN	smallint	2	当該診療行為が入院基本料に関するものであるか否かを表す。 入院基本料区分については「別紙6」を参照。 ※「診療行為マスター」では平成28年4月から廃止。
94	入院基本料加算区分	NYUKHNKSNKBN	smallint	3	当該診療行為が入院基本料又は入院基本料加算に関するか否かを表す。 入院基本料加算区分については「別紙7」を参照。 ※「診療行為マスター」では令和2年4月から廃止。
95	看護加算	KANGOKSN	smallint	2	当該診療行為が看護加算に関するか否かを表す。 看護加算コードについては「別紙8」を参照。
96	旧点数識別	OLDTENS KB	smallint	1	点数識別を参照。
97	旧点数	OLDTEN	numeric	11	2 診療行為などの点数あるいは医薬品などの金額を表す。 旧点数を収容する。
98	麻毒区分	MADOKUKBN	smallint	1	当該医薬品が麻薬、毒薬、覚醒剤原料又は向精神薬であるか否かを表す。 0：麻薬、毒薬、覚醒剤原料又は向精神薬以外 1：麻薬 2：毒薬 3：覚醒剤原料 5：向精神薬
99	神経破壊剤区分	SINKEIHAKAIKBN	smallint	1	当該医薬品が神経破壊剤であるか否かを表す。 0：神経破壊剤以外 1：神経破壊剤
100	生物学的製剤区分	SEIBUTUGAKUKBN	smallint	1	当該医薬品が生物学的製剤加算対象品目であるか否かを表す。 0：生物学的製剤加算対象品目以外 1：生物学的製剤加算対象品目
101	造影剤区分	ZOEIZAIBKBN	smallint	1	当該医薬品が造影剤又は造影補助剤であるか否かを表す。 0：造影剤、造影補助剤以外 1：造影剤 2：造影補助剤
102	注射容量	CSYYOURYO	integer	5	当該医薬品が注射薬の場合、その容量（単位はmL）を表す。 なお、輸血用血液製剤（解凍人赤血球液を除く。）は、輸血料の算定において、基準となる容量を設定する。
103	薬剤区分	YKZKBN	smallint	1	当該医薬品の薬剤区分を表す。 1：内用薬 3：その他 4：注射薬 6：外用薬 8：歯科用薬剤 (削) 9：歯科特定薬剤 ※レセプト電算「医薬品マスター」の項目「剤型」を収容する。

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
104	剤型区分	ZAIGATAKBN	smallint		1	<p>当該医薬品の剤型区分を表す。</p> <p>0：下記以外 1：散剤 2：顆粒剤（細粒剤） 3：液剤</p> <p>※レセプト電算「医薬品マスター」の項目「剤型」とは異なる。</p>
105	後発医薬品区分	KOUHATUKBN	smallint		1	<p>当該医薬品が後発医薬品に該当するか否か及び一般名処方加算の対象であるかを表す。</p> <p>0：後発医薬品でない（一般名処方加算非対象） 1：先発医薬品がある後発医薬品である（一般名処方加算1・2対象） 2：後発医薬品がある先発医薬品である（一般名処方加算1・2対象） 3：先発医薬品がない後発医薬品である（一般名処方加算1対象） 4：後発医薬品でない（一般名処方加算1対象） 7：先発医薬品のない後発医薬品である（一般名処方加算非対象）</p>
106	長期投与区分	LONGTOYOKBN	smallint		1	未使用。
107	名称使用識別 「湿布薬区分」	MEIUSESKB	smallint		1	<p><特定器材>（平成30年4月廃止） 出力紙レセプト等に出力する特定器材の名称表記に係る区分を表す。</p> <p>0：特定器材マスターに設定する漢字名称を使用する 1：電子レセプトに記録された特定器材名を使用する</p> <p><医薬品> 湿布薬であるか否かを表す。</p> <p>0：湿布薬以外 1：湿布薬</p>
108	特定器材年齢加算区分	TOKUKIZAIAGEKSNKBN	smallint		1	<p>当該特定器材が年齢加算（胸部又は腹部単純撮影の乳幼児加算及びフィルム料）の加算対象であるか否かを表す。</p> <p>0：年齢加算に関係のない特定器材 1：年齢加算自体又は年齢加算を算定可能な特定器材</p>
109	酸素等区分	SANSOKBN	smallint		1	<p>当該特定器材が酸素又は窒素に関するものであるか否かを表す。</p> <p>0：1から9以外の特定器材 1：酸素補正率及び高気圧酸素加算 2：定置式液化酸素貯槽（CE） 3：可搬式液化酸素容器（LGC） 4：大型ポンペ 5：小型ポンペ 9：窒素</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
110	特定器材種別 1	TOKUKIZAISBT1	smallint	1	1	<p>当該特定器材の点数算定方法の種別を表す。</p> <p>0 : ↑ 購入価格 ↓ ----- 10円 ↓ により算定する特定器材</p> <p>2 : ↑ ↑ 購入価格 ↓ ↓ ----- 10円 ↓ により算定する特定器材 (酸素、窒素)</p> <p>3 : ↑ 購入価格 ↓ ----- 50円 ↓ により算定する特定器材 (高線量率イリジウム)</p> <p>4 : ↑ 購入価格 ↓ ----- 1000円 ↓ により算定する特定器材 (コバルト)</p> <p style="text-align: center;">↑ ↓ : 四捨五入</p>
111	上限価格	TOKUKIZAISBT2	smallint	1	1	<p>当該特定器材の酸素に係る上限価格の有無を表す。</p> <p>0 : 上限価格の設定なし 1 : 上限価格の設定あり</p>
112	上限点数	JGNTEN	integer	7	7	<p>当該特定器材 (眼底カメラ検査用インスタントフィルム) が算定可能な上限点数を表す。上限点数に制限がない場合は「0」を設定する。</p>
113	点数欄集計先識別 (外来)	GAITENTTLKBN	smallint	3	3	<p>当該診療行為の入院外レセプトにおける点数欄への集計先を表す。 点数欄集計先識別については「別紙9」を参照。 入院外レセプトで使用不可の診療行為は「0」を設定する。</p>
114	点数欄集計先識別 (入院)	NYUTENTTLKBN	smallint	3	3	<p>当該診療行為の入院レセプトにおける点数欄への集計先を表す。 点数欄集計先識別については「別紙9」を参照。 入院レセプトで使用不可の診療行為は「0」を設定する。</p>
115	コード表用区分-区分	CDKBN_KBN	character	1	1	<p>当該診療行為について医科点数表の章、部、区分番号及び項番を設定する。</p> <p>区分 (アルファベット部) : 点数表の区分番号のアルファベット部を設定する。 なお、介護老人保健施設入所者に係る診療料、医療観察法、入院時食事療養、入院時生活療養及び標準負担額については「-」 (ハイフン) を、点数表に区分設定がないものは「*」を記録する。</p> <p>章 : 部 : 区分番号 : 枝番 : 項番 :</p>
116	コード表用区分-章	CDKBN_SYO	smallint	1	1	<p>コード表用区分-区分を参照。</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
117	コード表用区分一部	CDKBN_BU	smallint		2	コード表用区分一区分を参照。
118	コード表用区分一区分番号	CDKBN_KBNNUM	smallint		3	コード表用区分一区分を参照。
119	コード表用区分一区分番号一 枝番	CDKBN_KBNNUM_EDA	smallint		2	コード表用区分一区分を参照。
120	コード表用区分一項番	CDKBN_KOUBAN	smallint		2	コード表用区分一区分を参照。
121	告知・通知関連番号一区分	KOKUCHI_KBN	character		1	当該診療行為が準用項目の場合、準用元の医科点数表の章、部、区分番号及び項番を設定する。 区分（アルファベット部）： 点数表の区分番号のアルファベット部を設定する。準用項目以外は未使用。 章： 部： 区分番号： 枝番： 項番：
122	告知・通知関連番号一章	KOKUCHI_SYO	smallint		1	告知・通知関連番号一区分を参照。
123	告知・通知関連番号一部	KOKUCHI_BU	smallint		2	告知・通知関連番号一区分を参照。
124	告知・通知関連番号一区分番号	KOKUCHI_KBNNUM	smallint		3	告知・通知関連番号一区分を参照。
125	告知・通知関連番号一区分番号一 枝番	KOKUCHI_KBNNUM_EDA	smallint		2	告知・通知関連番号一区分を参照。
126	告知・通知関連番号一項番	KOKUCHI_KOUBAN	smallint		2	告知・通知関連番号一区分を参照。
127	告示等識別区分（1）	KOKUJISKKBKN1	smallint		1	当該診療行為について電子レセプトに記録する際の取扱い（種別）を表す。 1：基本項目（告示） 3：合成項目 5：準用項目（通知） 7：加算項目 9：通則加算項目 ※医科点数表等の規定と異なる設定をしている事例がある。
128	告示等識別区分（2）	KOKUJISKKBKN2	smallint		1	当該診療行為について点数表上の取扱い（種別）を表す。 1：基本項目 3：合成項目 (削) 5：準用項目（通知） 7：加算項目 (削) 9：通則加算項目
129	漢字名称変更区分	NAMECHGKBN	smallint		1	漢字名称の異動状況を表す。 0：漢字名称に変更がない場合 1：漢字名称が変更となった場合
130	カナ名称変更区分	KANANAMECHGKBN	smallint		1	カナ名称の異動状況を表す。 0：カナ名称に変更がない場合 1：カナ名称が変更となった場合

テーブル定義書		テーブル名			内容
No.	論理名	物理名	データ型	桁	
131	異動関連	IDOKANREN	character varying	9	診療報酬改定等において、診療行為の統合又は細分化等があった場合、従前の診療行為コードを設定する。
132	公表順序番号	KOUHYOJYUNNUM	integer	9	コード表用番号による順序番号を設定する。
133	薬価基準コード	YAKKAKJNCD	character varying	12	当該医薬品の薬価基準収載医薬品コードを表す。 なお、当該医薬品が商品名医薬品（非告示品）の場合、該当する統一名収載品（告示品）の薬価基準収載医薬品コードを設定する。
134	収載方式等識別	SYUSAISKB	smallint	1	当該医薬品の薬価基準収載方式の分類を表す。 0：1から8以外の医薬品 1：日本薬局方収載医薬品（局方品） 2：局方品で生物学的製剤基準医薬品 3：局方品で生薬 6：生物学的製剤基準医薬品 7：生薬 8：1から7以外の統一名収載医薬品
135	商品名等関連	SYOMEIKANREN	character varying	9	当該医薬品が商品名医薬品（非告示品）の場合、その統一名収載医薬品（告示品）の医薬品コードを設定する。 なお、商品名医薬品でない場合は「000000000」である。
136	変更年月日	CHGYMD	character varying	8	当該コードの情報が適用となる日付を西暦年月日で表す。
137	廃止年月日	HAISYMD	character varying	8	当該コードの使用が可能な最終日付を西暦年月日で表す。 なお、廃止診療行為でない場合は「99999999」である。
138	経過措置年月日	KEIKASOCHIYMD	character varying	8	薬価基準収載医薬品が告示により経過措置品目となった場合又は薬価基準未収載の商品名医薬品コードを廃止する場合、使用期限を西暦年月日で表す。 なお、これらに該当しない場合は「00000000」である。
139	端末ID	TERMID	character varying	16	当該行の操作を行った端末IDを表す（未使用）。
140	オペレータID	OPID	character varying	16	当該行の操作を行ったオペレータIDを表す（未使用）。
141	作成年月日	CREYMD	character	8	当該行を作成した日付を表す。
142	更新年月日	UPYMD	character	8	当該行を更新した日付を表す。
143	更新時間	UPHMS	character	6	当該行を更新した時刻を表す。
144	医療機関識別番号	HOSPNUM	smallint	2	医療機関を識別するための番号を表す。

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
145	画像等手術支援加算	GAZOOPESUP	smallint		1	<p>当該診療行為が画像等手術支援加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：1から5以外の診療行為</p> <p>1：ナビゲーションによる支援加算（2000点）を算定可能な診療行為</p> <p>2：実物大臓器立体モデルによる支援加算（2000点）を算定可能な診療行為</p> <p>3：ナビゲーション又は実物大臓器立体モデルによる支援加算（共に2000点）を算定可能な診療行為</p> <p>4：患者適合型手術支援ガイドによる支援加算（2000点）を算定可能な診療行為</p> <p>5：ナビゲーション又は患者適合型手術支援ガイドによる支援加算（共に2000点）を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：1、2及び4以外の診療行為</p> <p>1：ナビゲーションによる支援加算自体</p> <p>2：実物大臓器立体モデルによる支援加算自体</p> <p>4：患者適合型手術支援ガイドによる支援加算自体</p>
146	医療観察法対象区分	IRYOKANSATUKBN	smallint		1	<p>当該診療行為が医療観察診療報酬点数表において算定可能か否かを表す。</p> <p>0：1から4以外の診療行為</p> <p>1：入院に限り出来高部分で算定可能な診療行為</p> <p>2：入院外（通院）に限り出来高部分で算定可能な診療行為</p> <p>3：入院及び入院外（通院）に出来高部分で算定可能な診療行為</p> <p>4：医療観察診療報酬点数表に規定する診療行為</p>
147	麻酔識別区分	MASUISKBKBN	smallint		1	<p>当該診療行為がマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔であるか否かを表す。</p> <p>0：1から9以外の診療行為</p> <p>1：マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 1</p> <p>2：マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 2</p> <p>3：マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 3</p> <p>4：マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 4</p> <p>5：マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔 5</p> <p>6：神経ブロック併加算（厚生労働大臣が定める患者）</p> <p>7：臓器移植術加算・神経ブロック併加算（イ以外）・非侵襲的血液動態モニタリング加算・術中脳灌流モニタリング加算</p> <p>8：術中経食道心エコー連続監視加算</p> <p>9：硬膜外麻酔併加算</p>
148	副鼻腔手術用内視鏡加算	FUKUBIKUNA1KBN	smallint		1	<p>当該診療行為が副鼻腔手術用内視鏡加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：副鼻腔手術用内視鏡加算を算定できない診療行為</p> <p>1：副鼻腔手術用内視鏡加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：副鼻腔手術用内視鏡加算以外の診療行為</p> <p>1：副鼻腔手術用内視鏡加算自体</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
149	副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算	FUKUBIKUKOTUKBN	smallint		1	<p>当該診療行為が副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算を算定できない診療行為</p> <p>1：副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算以外の診療行為</p> <p>1：副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算自体</p>
150	長時間麻酔管理加算	TIMEMASUIKBN	smallint		1	<p>当該診療行為が長時間麻酔管理加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：1及び2以外の診療行為</p> <p>1：長時間麻酔管理加算を算定可能な診療行為</p> <p>2：L O O 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が8時間を超え、長時間麻酔管理加算を算定する場合に実施している必要がある手術</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：長時間麻酔管理加算以外の診療行為</p> <p>1：長時間麻酔管理加算自体</p>
151	D P C適用区分	DPCKBN	smallint		1	<p><診療行為></p> <p>診断群分類（D P C）点数表の所定点数に含まれるか否かを表す。</p> <p>0：D P C点数表に含まれる診療行為（包括評価対象）</p> <p>1：出来高部分で算定可能な診療行為</p> <p>2：D P C専用（特定機能病院用の診療行為）</p> <p>3：D P C専用（特定機能病院用、専門病院用以外の診療行為）</p> <p>4：D P C専用（専門病院用の診療行為）</p> <p>9：D P C点数表の適用外の診療行為（包括評価対象外）</p> <p><特定器材></p> <p>慢性腎不全で定期的実施する人工腎臓及び腹膜灌流に当たって使用する保険医療材料について、当該特定器材が診断群分類（D P C）点数表の所定点数に含まれるか否かを表す。</p> <p>0：D P C点数表に含まれる特定器材（包括評価対象）</p> <p>1：出来高部分で算定可能な特定器材</p> <p>なお、人工腎臓及び腹膜灌流で使用する保険医療材料以外の場合は「0」を設定する。</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容
No.	論理名	物理名	データ型	桁	
152	モニタリング加算	HISINSYUMONITORKSN	smallint	1	<p>当該診療行為が非侵襲的血行動態モニタリング加算を算定可能か否か又は術中脳灌流モニタリング加算自体を表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：1から2以外の診療行為</p> <p>1：非侵襲的血行動態モニタリング加算を算定可能な診療行為</p> <p>2：非侵襲的血行動態モニタリング加算を算定する場合に実施している必要がある手術</p> <p>(削) 3：術中脳灌流モニタリング加算を算定可能な診療行為</p> <p>(削) 4：術中脳灌流モニタリング加算を算定する場合に実施している必要がある手術</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：1及び3以外の診療行為</p> <p>1：非侵襲的血行動態モニタリング加算自体</p> <p>3：術中脳灌流モニタリング加算自体</p> <p><労災></p> <p>未使用のため「0」を設定する。</p>
153	凍結保存同種組織加算	TOUKETUHOZONKSN	smallint	1	<p>当該診療行為が凍結保存同種組織加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：凍結保存同種組織加算を算定できない診療行為</p> <p>1：凍結保存同種組織加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：凍結保存同種組織加算以外の診療行為</p> <p>1：凍結保存同種組織加算自体</p> <p><労災></p> <p>未使用のため「0」を設定する。</p>
154	点数表区分番号	KUBUNBANGOU	character varying	30	<p>当該診療行為が「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」(厚生労働省告示第95号)に記載されている区分番号等を設定する。</p> <p>なお、当該区分番号において、診療報酬改定後に保険適用となる診療行為は設定の対象外とする。</p> <p><労災></p> <p>未使用のため省略する。</p>
155	労災算定不可区分	ROSAIKBN	smallint	1	<p>当該診療行為が労災保険で算定可能か否かを表す。</p> <p>0：健保・労災において算定可能な診療行為</p> <p>1：労災のみ算定可能な診療行為</p> <p>2：健保のみ算定可能な診療行為</p> <p>※医科診療行為労災補助マスタ</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
156	四肢加算区分（労災）	SISIKSN	smallint		1	<p>当該診療行為が四肢に対する特例の取扱い（1.5倍・2.0倍）を設定する。</p> <p>0：1から5以外の診療行為 1：1.5倍又は2.0倍の対象の診療行為 2：1.5倍のみ対象の診療行為 3：2.0倍のみ対象の診療行為 4：1.5倍の加算自体 5：2.0倍の加算自体</p> <p>※医科診療行為労災補助マスタ</p>
157	悪性腫瘍病理組織標本加算	AKUSEIBYORIKSN	smallint		1	<p>当該診療行為が悪性腫瘍病理組織標本加算の算定要件を満たすか否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目> 0：悪性腫瘍病理組織標本加算を算定できない診療行為 1：悪性腫瘍病理組織標本加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目> 0：悪性腫瘍病理組織標本加算以外の診療行為 1：悪性腫瘍病理組織標本加算自体（悪性腫瘍病理組織標本加算（他医療機関作製の組織標本）除く）</p> <p><労災> 未使用のため「0」を設定する。</p>
158	創外固定器加算	SOGAIKOTEIKSN	smallint		1	<p>当該診療行為が創外固定器加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目> 0：創外固定器加算を算定できない診療行為 1：創外固定器加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目> 0：創外固定器加算以外の診療行為 1：創外固定器加算自体</p> <p><労災> 未使用のため「0」を設定する。</p>
159	超音波切削器加算	CHPSESSAKUKSN	smallint		1	<p>当該診療行為が超音波切削器加算を算定可能か否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目> 0：超音波切削器加算を算定できない診療行為 1：超音波切削器加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目> 0：超音波切削器加算以外の診療行為 1：超音波切削器加算自体</p> <p><労災> 未使用のため「0」を設定する。</p>

テーブル定義書		テーブル名			内容	
No.	論理名	物理名	データ型	桁		精度
160	左心耳閉鎖術併施区分	SASINJIHEISIKBN	smallint		1	<p>当該診療行為が左心耳閉鎖術（開胸手術）を算定するにあたり、併せて実施する必要があるか否かを表す。</p> <p>0：1び2以外の診療行為 1：左心耳閉鎖術（開胸手術）自体 2：左心耳閉鎖術（開胸手術）を算定するにあたり併せて実施する必要のある診療行為</p> <p><労災> 未使用のため「0」を設定する。</p>

●TBL_TENSU(view)で提供される項目

最後尾	マスタークラス	MASTER_CLASS	smallint		1	<p>レコードの作成元を表す。</p> <p>1：標準提供されたマスタ（ユーザによる更新がないデータ） 2：ユーザにより編集されたマスタ（ユーザ管理） 撮影部位、服用方法、特定器材商品名などが含まれる。</p> <p>※この項目はver5.1.0以降のTBL_TENSU(view)に存在します。 ※最後尾に追加される項目です。</p>
-----	---------	--------------	----------	--	---	---